

参考資料

参考資料 1 . 裁判所における平成 2 9 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果 (概要)

参考資料 2 . 個別事案調査集計結果

参考資料 3 . 個別事案調査票

参考資料 4 . 庁単位調査票

参考資料 5 . 人事担当部局調査票

参考資料 6 . 人事局から提出のあった主な資料

障害者である職員の任免に関する状況の通報について (平成 2 9 年 5 月 2 5 日職雇障発 0525 号第 3 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

障害者である職員の任免に関する状況の通報について (平成 3 0 年 5 月 3 1 日職雇障発 0531 号第 8 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

「障害者任免状況通報書」に関する説明会への参加並びに再点検及び報告等の依頼について (平成 3 0 年 6 月 2 0 日職雇障発 0620 号第 8 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知)

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインについて (平成 1 7 年 1 1 月 4 日職高発第 1104004 号厚生労働省職業安定局長 (通知))

「障害者の採用に関する計画の作成等について」(平成5年7月28日付け最高裁判所事務総局人事局長依命通達)

平成29年度の障害者任免状況通報書等の作成等について(平成29年5月31日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡)

参考資料7．司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱

参考資料8．司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合の開催について

裁判所における平成29年6月1日現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（概要）

	実雇用率の増減（％）		障害者数の増減（人）		不足数の増減（人）	
最高裁判所	2.29	⇒ 0.50	23.0	⇒ 5.0	0.0	⇒ 18.0
高等裁判所	2.33	⇒ 0.99	40.0	⇒ 17.0	0.0	⇒ 19.0
地方裁判所	2.53	⇒ 0.98	405.0	⇒ 158.0	0.0	⇒ 195.0
家庭裁判所	2.86	⇒ 1.02	173.0	⇒ 62.0	0.0	⇒ 69.0
計	2.58	⇒ 0.97	641.0	⇒ 242.0	0.0	⇒ 301.0

個別事案調査 集計結果

個別事案調査は、平成29年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況の通報（以下「平成29年通報」という。）に係る通報書（以下「平成29年通報書」という。）において、対象障害者である職員として計上した者であって、平成29年6月1日現在の障害者任免状況の点検（以下「平成30年再点検」という。）によって通報内容の修正が必要となったもの全てについて、一人一人の事情を個別に確認することにより、個別事案ごとに対象障害者である職員数を計上した際の経緯や問題の所在を明らかにすることを目的として行った。

集計表の表題に記載している【】書きの数字は、集計のもととなった個別事案調査票の項目番号を示している。

	総数
調査対象者数	429

個別事案調査 集計結果

1 調査対象者に関する情報について

【1(3)】調査対象者の雇用期間

	件数
ア 期間の定めのない雇用	393
イ 期間の定めのある雇用（1年未満）	1
ウ 期間の定めのある雇用（1年以上）	35
エ 過去に在職したことのない者	0
合計	429

【1(4)】調査対象者の勤務時間区分

	件数
ア 週の所定労働時間20時間未満	0
イ 週の所定労働時間20時間～30時間未満（短時間勤務職員（ ））	0
ウ 週の所定労働時間30時間以上	429
エ 過去に在職したことのない者	0
合計	429

短時間勤務職員とは、「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」（平成29年5月25日職雇障発0525第1号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知。以下「平成29年5月通知」という。）において、以下の及びのいずれにも該当する者をいうとされている。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- 1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

個別事案調査 集計結果

2 平成29年通報時における、調査対象者の情報の整理について

【2(1)】 平成29年通報時に計上していた障害者区分

	件数
ア～エ 身体障害者として計上	422
オ～ク 知的障害者として計上	0
ケ～コ 精神障害者として計上	7
合計	429

個別事案調査 集計結果

【2(2)】平成29年通報時に身体障害者に区分された者について、該当すると整理()されていた身体障害者の種類

	件数
ア～エ 視覚障害者として計上	161
(内訳)	
ア 視覚障害者 第1号イ	103
イ 視覚障害者 第1号ロ	36
ウ 視覚障害者 第1号ハ	0
エ 視覚障害者 第1号ニ	22
オ～ク 聴覚又は平衡機能障害者として計上	34
(内訳)	
オ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号イ	0
カ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ロ	19
キ 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ハ	6
ク 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ニ	9
ケ～コ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者として計上	4
(内訳)	
ケ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号イ	0
コ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号ロ	4
サ～タ 肢体不自由者として計上	79
(内訳)	
サ 肢体不自由者 第4号イ	52
シ 肢体不自由者 第4号ロ	3
ス 肢体不自由者 第4号ハ	0
セ 肢体不自由者 第4号ニ	2
ソ 肢体不自由者 第4号ホ	0
タ 肢体不自由者 第4号ヘ	22
チ 内部障害者 第5号として計上	144
ツ 整理していない	0
合計	422

平成29年5月通知において、2以上の障害を有する者については、いずれか1の障害のみについて記載することとされている。

個別事案調査 集計結果

3 平成29年度に対象障害者に該当することを判断したケース【4(1)】

対象障害者に該当すると判断した時期	件数
平成29年度	122

【2(1), 2(2)】平成29年度に対象障害者と判断した者について、判断された障害者区分・障害の種類

	件数
身体障害者	116
（うち、障害者の種類）	
視覚障害者 第1号	39
聴覚又は平衡機能障害者 第2号	7
音声機能，言語機能又はそしゃく機能障害者 第3号	2
肢体不自由者 第4号	15
内部障害者 第5号	53
整理していない	0
知的障害者	0
精神障害者	6
合計	122

個別事案調査 集計結果

【 4 (2) , 4 (3) 】平成29年通報時，対象障害者に該当すると確認・判断した方法（全障害者区分計）

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	111
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	2
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等（ ）によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	17
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	50
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	11
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	31
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	5
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	4
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	2
合計	122

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，身体障害者については都道府県知事のできる医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし，心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸，小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については，指定医によるもの），知的障害者については児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

個別事案調査 集計結果

【 4 (2) , 4 (3) 】身体障害者（視覚障害）とされていた者について平成29年通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	33
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	0
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	19
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	1
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	13
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	1
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	3
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	2
合計	39

個別事案調査 集計結果

【 4 (2) , 4 (3) 】身体障害者（聴覚又は平衡機能障害）とされていた者について平成29年
通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	6
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	1
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	2
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	0
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	3
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	1
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	7

個別事案調査 集計結果

【4(2) , 4(3)】身体障害者（音声機能，言語機能又はそしゃく機能障害）とされていた者について平成29年通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	2
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	1
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	0
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	1
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	2

個別事案調査 集計結果

【4(2) , 4(3)】身体障害者（肢体不自由者）とされていた者について平成29年通報時、
確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	12
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	1
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	3
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	1
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	1
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	6
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	3
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	15

個別事案調査 集計結果

【4(2) , 4(3)】身体障害者（内部障害）とされていた者について平成29年通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	52
（内訳）対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。	1
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	9
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	28
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	7
ク ア～キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	7
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	1
ウ 調査対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告（供述）により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	53

個別事案調査 集計結果

【 4 (2) , 4 (3) 】知的障害者とされていた者について平成29年通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	0
(内訳) 対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	0
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト), 庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	0
ク ア~キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	0
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	0

個別事案調査 集計結果

【 4 (2) , 4 (3) 】精神障害者とされていた者について平成29年通報時，確認・判断した方法

	件数
ア 資料を根拠に判断した。	6
(内訳) 対象障害者に該当すると判断した資料	
ア 障害者手帳(写し又は原本)(期限切れ等有効でない場合を含む。)を用いて判断した。	0
イ 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。	0
ウ イ以外の医師の診断書によって判断した。	3
エ 公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。	0
オ 所得税の障害者控除を行うために提出された書類(障害者手帳が添付されていないもの)により判断した。	0
カ 健康診断の結果や診療報酬請求書(レセプト), 庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。	0
キ 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した。	2
ク ア~キ以外の担当者が入手しうる書類を用いて判断した。	1
イ 調査対象者の状態の視認・観察等により判断した。	0
ウ 調査対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。	0
エ 調査対象者の自己申告(供述)により判断した。	0
オ とくに確認を行わずに判断した。	0
カ その他の方法で確認し判断した。	0
合計	6

個別事案調査 集計結果

4 平成29年度に対象障害者に該当すると判断した場合のガイドラインの認識と算定誤りが生じた理由

【5(2)～5(9)】障害者手帳等以外を判断の根拠に用いた場合、算定誤りが発生した理由（複数回答）

	件数
ア 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は、判断に用いた資料や状態像（対象者の視認・観察，周辺の供述，自己申告によって得たもの）に基づけば，対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下，平成29年通報書では対象者を対象障害者として計上した。（現時点でも，障害者手帳等の所持が確認できれば，対象障害者に該当すると認識している。）	8
イ 保存されている資料が古く，現時点では対象障害者に該当するか判断できないため，平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。（資料を用いて判断した場合のみ選択） 【5(7)～5(9)は選択肢にないため除外】	0
ウ 対象障害者である職員数の計上の際に，算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	0
エ 対象障害者である職員数の計上の際に，対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
オ 対象障害者である職員数の計上の際に，障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
カ 対象障害者に該当するものとして判断した担当者は，対象障害者に該当すると認識していたが，対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった，又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない。）	87
キ その他	26

個別事案調査 集計結果

【5(1)】障害者手帳等を判断の根拠に用いた場合、算定誤りが発生した理由（複数回答）

	件数
ア 対象障害者である職員数の計上の際に、対象区分等を誤って計上した。	0
イ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない障害者であるにもかかわらず誤って計上した。	0
ウ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者手帳の期限が切れていた・障害の程度の変化により障害者手帳の返却が行われていたにもかかわらず誤って計上した。	0
エ 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	0
オ 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
カ 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	0
キ 障害者手帳等が利用目的を明示して取得する、本人の同意を得るなどガイドラインで示された適切な方法で入手されたものではなかったため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。	2
ク その他	0

個別事案調査 集計結果

【4(2)②, 4(3)②】平成29年度に対象障害者に該当すると判断した場合、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は、障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認すべきとされていた事を認識していたか

	合計	【4(2)①】において	【4(2)①】において
		「ア 資料を根拠に判断した」と回答	「ア 資料を根拠に判断した」以外と回答
ア 認識していなかった。	120	109	11
イ 認識していた。	0	0	0

個別事案調査 集計結果

5 平成28年度以前に対象障害者に該当することを判断したものを引き継いだケース

【4(1)】

対象障害者に該当すると判断した時期	件数
平成28年度以前	300

個別事案調査 集計結果

【 4 (7) , 4 (7) 】平成28年度以前に対象障害者に該当すると判断した場合の引継ぎの態様

	件数
ア 身体障害者手帳，療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳（写し又は原本）又はこれらの代わりとなる指定医等の診断書等を含む記録が引き継がれていた。	3
引継ぎ時に含まれていた情報（複数回答）【 4 (7) 】	
ア 障害の種類	3
イ 障害の程度・等級	3
ウ 対象障害者であることの認定の時期	0
エ その他	0
イ ア以外の医師の診断書，公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等，所得税の障害者控除を行うために提出された書類，健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト），庁舎内診療室の利用記録等の医療記録，人事調書・身上調書等の人事記録等，対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述や対象者の自己申告（供述）の内容を含む資料が引き継がれていた。	16
引継ぎ時に含まれていた情報（複数回答）【 4 (7) 】	
ア 障害の種類	16
イ 障害の程度・等級	15
ウ 対象障害者であることの認定の時期	4
エ その他	0
ウ ア，イのような資料等は引き継がれていなかったが，対象障害者の名簿が引き継がれていた。	264
引継ぎ時に含まれていた情報（複数回答）【 4 (7) 】	
ア 障害の種類	264
イ 障害の程度・等級	232
ウ 対象障害者であることの認定の時期	5
エ その他	94
エ 特段の資料等は引き継がれていなかったが，口頭で対象障害者に関する事項の引き継ぎがなされていた。	1
引継ぎ時に含まれていた情報（複数回答）【 4 (7) 】	
ア 障害の種類	0
イ 障害の程度・等級	0
ウ 対象障害者であることの認定の時期	0
エ その他	1
オ その他	16
引継ぎ時に含まれていた情報（複数回答）【 4 (7) 】	
ア 障害の種類	16
イ 障害の程度・等級	15
ウ 対象障害者であることの認定の時期	2
エ その他	1
合計	300

個別事案調査 集計結果

6 平成29年通報時に対象障害者に該当するものとして判断した際に用いた基準や参考資料等について

【4(8)】対象障害者に該当すると判断した際に用いた基準（複数回答可）

	件数
(ア) 法規	344
(イ) 内部的な基準・参考資料	227
(ウ) 特に基準等是用いていない。	40
(エ) その他	116

【4(8)】対象障害者に該当すると判断した際に用いた基準（内部的な基準・参考資料の内容）
（複数回答可）

	件数
平成5年7月28日付け人事局長依命通達「障害者の採用に関する計画の作成等について」	195
平成29年5月31日付け人事局総務課長事務連絡「平成29年度の障害者任免状況通報書等の作成等について」等添付の身体障害者障害程度等級表	32
その他	18

個別事案調査 集計結果

7 平成30年再点検時における、調査対象者の情報の整理について

【3(1)】平成30年再点検の結果における、平成29年6月時点での調査対象者の在職状況

	件数
ア 在職している職員であった。	422
イ 在職していない者であった。	7
合計	429

【3(3)】平成29年6月時点で在職していないが、過去に在職していた者を対象障害者として計上していた理由

	件数
ア 毎年の通報の際、個別に職員の確認を行っていなかった。	0
イ 職員の確認は行っていたが、集計時にミスがあった。	0
ウ その他	2
合計	2

個別事案調査 集計結果

【3(2)】平成29年6月時点で在職しているとした職員について、平成30年再点検の結果による障害者区分

平成30年再点検の結果	件数
対象障害者に該当していた者（障害者区分の不適切計上等）	0
（内訳）	
ア～エ 身体障害者として計上	0
オ～ク 知的障害者として計上	0
ケ～コ 精神障害者として計上	0
障害者であるが通報対象でない職員	0
サ 障害者であるが通報対象でない職員（週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員（1）等）（通報対象外）	0
それ以外の者	415
（内訳）	
シ～セ 障害者手帳等（2）の所持を確認できないにもかかわらず、障害者に該当すると整理されていた者（手帳未確認）	396
ソ 上記以外で、障害者手帳等（2）所持を確認できない、難病を有する職員（難病）	10
タ ソ以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員（疾病・傷害）	9
その他	7
チ ア～タ以外の在職の職員	7
合計	422

個別事案調査 集計結果

【2(1), 3(2)] 平成29年6月の通報時における障害者区分と平成30年再点検の結果による障害者区分の関係

	平成29年6月の通報時		
	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成30年再点検の結果			
ア～エ 身体障害者として計上	0	0	0
オ～ク 知的障害者として計上	0	0	0
ケ～コ 精神障害者として計上	0	0	0
サ 障害者であるが通報対象でない職員（週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員（※1）等）（通報対象外）	0	0	0
シ～セ 障害者手帳等（※2）の所持を確認できないにもかかわらず、障害者に該当すると整理されていた者（手帳未確認）	389	0	7
ソ 上記以外で、障害者手帳等（※2）の所持を確認できない、難病を有する職員（難病）	10	0	0
タ ソ以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員（疾病・傷害）	9	0	0
チ ア～タ以外の在職の職員（その他）	7	0	0

※1 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一及び第三で定める職員であって、障害者雇用率義務制度の対象となる職員から除外されているものをいう（法第38条第1項、施行令第1条）

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者については都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、指定医によるもの）、知的障害者については児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

個別事案調査票 回答項目 ツリ-集計表

1(3)雇用期間	429	ア)無期	393	イ)有期(1年未満)	1	ウ)有期(1年以上)	35	エ)在職歴なし	0
----------	-----	------	-----	------------	---	------------	----	---------	---

1(4)勤務時間	429	ア)20時間未満	0	ウ)30時間以上	429
		イ)20時間～30時間未満	0	エ)在職歴なし	0

2(1)H29通報時の区分

ア)～(エ)身体障害者	422	2(2)障害の程度・種類					
オ)～(ク)知的障害者	0	ア)～(エ)視覚障害者	161	ウ)～(コ)音声障害者	4	チ)内部障害者	144
ケ)～(コ)精神障害者	7	カ)～(ク)聴覚障害者	34	サ)～(タ)肢体不自由者	79	ツ)整理なし	0
合計	429						

3(1)H30再点検内容

3(1) H29在籍の有無

ア)在職職員	422	イ)H29.6に在職していない	7
--------	-----	-----------------	---

ア)退職等	2	イ)過去の在職なし	5
-------	---	-----------	---

3(3)							
障害区分	在籍期間	計上期間	計上理由				
ア)対象障害者	0	1年未満	0	1年未満	2	ア)確認漏れ	0
イ)通報対象外	0	1～2年	0	1～2年	0	イ)集計ミス	0
ウ)手帳未確認	2	2～3年	0	2～3年	0	ウ)その他	2
エ)難病・疾病	0	3～4年	0	3～4年	0		
オ)上記以外	0	4～5年	1	4～5年	0		
		5年以上	1	5年以上	0		
		不詳	0	不詳	0		

4(1)障害判断時期

ア)H29年度	122
---------	-----

4(2) 確認方法

ア)資料確認	111	イ)視認観察	5	ウ)他者供述	0	エ)自己申告	4
		オ)確認なし	0	カ)その他	2		

4(3) 判断資料

ア)障害者手帳	2
イ)指定医診断書	0
ウ)他診断書	17
エ)受給者証等	0
オ)税控除書類	0
カ)医療記録	50
キ)人事記録	11
ク)その他	31

4(2) ガイドラインの認識	
ア)認識なし	11
イ)認識あり	0

5(1)～(6)算定誤りの理由は次ページへ

4(3) ガイドラインの認識	
ア)認識なし	109
イ)認識あり	0

5(7)～(9)算定誤りの理由は次ページへ

イ)H28年度以前	300
-----------	-----

4(7) 引継方法	ア)手帳等記録	3	エ)口頭引継	1
	イ)他引継資料	16	オ)その他	16
	ウ)名簿引継	264		
4(7) 引継項目 (複数回答)	ア)障害の種類	299	ウ)認定時期	11
	イ)程度・等級	265	エ)その他	96

個別事案調査票 回答項目 ツリ集計表

5(1)~(9) 算定誤りが発生した理由(複数回答)

4(3) 判断資料

ア障害者手帳	2
イ指定医診断書	0

ウ他診断書	17
-------	----

エ受給者証等	0
--------	---

5(1)算定誤りの原因(複数回答)	
ア対象区分等の誤り	0
イ通報対象外の計上	0
ウ手帳の確認漏れ	0
エ算定数の偽り計上	0
オ意図的な偽り計上	0
カ通報対象外の偽り計上	0
キガイドライン違反	2
クその他	0

5(2)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ判断資料の情報	0
ウ算定数の偽り計上	0
エ意図的な偽り計上	0
オ通報対象外の偽り計上	0
カ障害者範囲の認識誤り	15
キその他	2

5(3)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ判断資料の情報	0
ウ算定数の偽り計上	0
エ意図的な偽り計上	0
オ通報対象外の偽り計上	0
カ障害者範囲の認識誤り	0
キその他	0

ア税控除書類	0
--------	---

カ医療記録	50
-------	----

キ人事記録	11
クその他	31

5(4)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ判断資料の情報	0
ウ算定数の偽り計上	0
エ意図的な偽り計上	0
オ通報対象外の偽り計上	0
カ障害者範囲の認識誤り	0
キその他	0

5(5)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ判断資料の情報	0
ウ算定数の偽り計上	0
エ意図的な偽り計上	0
オ通報対象外の偽り計上	0
カ障害者範囲の認識誤り	47
キその他	8

5(6)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	5
イ判断資料の情報	0
ウ算定数の偽り計上	0
エ意図的な偽り計上	0
オ通報対象外の偽り計上	0
カ障害者範囲の認識誤り	19
キその他	16

4(2) 確認方法

イ視認関係	5
-------	---

ウ他者供述	0
-------	---

エ自己申告	4
-------	---

5(7)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	3
イ算定数の偽り計上	0
ウ意図的な偽り計上	0
エ通報対象外の偽り計上	0
オ障害者範囲の認識誤り	2
カその他	0

5(8)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ算定数の偽り計上	0
ウ意図的な偽り計上	0
エ通報対象外の偽り計上	0
オ障害者範囲の認識誤り	0
カその他	0

5(9)算定誤りの原因(複数回答)	
ア現時点でも該当と認識	0
イ算定数の偽り計上	0
ウ意図的な偽り計上	0
エ通報対象外の偽り計上	0
オ障害者範囲の認識誤り	4
カその他	0

個別事案調査票 回答項目 ツリー集計表

3(2)H30再点検の結果による障害区分等

3(1)H29在籍の有無	429
(ア)在職職員	422
対象障害者に該当していた者 (障害者区分の不適切計上)	0
(ア)~(エ)身体障害者	0
(オ)~(ク)知的障害者	0
(カ)~(コ)精神障害者	0
障害者であるが 通報対象ではない職員	0
(キ)通報対象外	0
それ以外の者	415
(シ)~(セ)手帳の所持が確認できないにもかかわらず該当すると整理されていた者	396
(ソ)手帳の所持が確認できない者のうち難病を有する者	10
(タ)手帳の所持が確認できない者のうち疾病・障害を有する者	9
その他	7
(チ)上記以外の在職職員	7

裁判所における障害者雇用に係る事案に関する調査票（個別事案調査票）

（取扱注意） 対外非公表

項目名		入力箇所	選択項目
庁名			選択肢から庁名を選んでください。
調査票番号		0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付してください。
1 対象者に関する情報	(1) 生年月日		西暦記載【記載例：1980年4月1日生の場合→19800401】 *生年月日が不詳の場合は9（桁）を入力してください。
	(2) 採用年月日		西暦で記載【2017/6/1までに採用した者→20170601】 *過去に在籍したことがない者は9（桁）と入力してください。
	(3) 雇用期間		1: (ア) 期間の定めのない雇用 2: (イ) 期間の定めのある雇用（1年未満） 3: (ウ) 期間の定めのある雇用（1年以上） 4: (エ) 過去に在職したことのない者
	(4) 勤務時間区分		1: (ア) 週の所定労働時間20時間未満 2: (イ) 週の所定労働時間20時間～30時間未満（短時間勤務職員） 3: (ウ) 週の所定労働時間30時間以上 4: (エ) 過去に在職したことのない者
2 平成29年通報時の整理	(1) 平成29年6月の通報内容 平成29年通報書において、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）である職員の数として、以下のアからコまでの区分により人数を計上することとされていたが、この調査票の対象者については、どの区分として計上していたか。（括弧内の数字は対象障害者である職員数として算定する数）		01: (ア) 重度身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 02: (イ) 重度身体障害者でない身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 03: (ウ) 重度身体障害者である短時間勤務職員[1] 04: (エ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員[0.5] 05: (オ) 重度知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 06: (カ) 重度知的障害者以外の知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 07: (キ) 重度知的障害者である短時間勤務職員[1] 08: (ク) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員[0.5] 09: (ケ) 精神障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 10: (コ) 精神障害者である短時間勤務職員[0.5]
	(2) 「2(1)平成29年6月の通報内容」で「(ア)～(エ)身体障害者」と回答した対象者について回答 身体障害者の種類 平成29年通報書において「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数」を回答することとされており、この調査票の対象者については、以下のいずれかの障害の種類及び程度に該当することを整理※1の上で回答していたものと考えられるが、いずれに該当するものと整理していたか。 ※1 「障害者任免状況通報書 記入上の注意」において、2以上の障害を有する者については、いずれか1の障害のみについて記載することとされている。		01: (ア) 視覚障害者 第1号イ 02: (イ) 視覚障害者 第1号ロ 03: (ウ) 視覚障害者 第1号ハ 04: (エ) 視覚障害者 第1号ニ 05: (オ) 聴覚又は平衡機能障害者 第2号イ 06: (カ) 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ロ 07: (キ) 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ハ 08: (ク) 聴覚又は平衡機能障害者 第2号ニ 09: (ケ) 音声機能、言語機能又はしゃく機能障害者 第3号イ 10: (コ) 音声機能、言語機能又はしゃく機能障害者 第3号ロ 11: (サ) 肢体不自由者 第4号イ 12: (シ) 肢体不自由者 第4号ロ 13: (ス) 肢体不自由者 第4号ハ 14: (セ) 肢体不自由者 第4号ニ 15: (ソ) 肢体不自由者 第4号ホ 16: (タ) 肢体不自由者 第4号ヘ 17: (チ) 内部障害者 第5号 18: (ツ) 整理していない
	(3) 「2(1)平成29年6月の通報内容」で「(ケ)～(コ)精神障害者」と回答した対象者について回答 ① 精神障害の種類 ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞ 平成29年通報書においては、精神障害の種類及び程度は回答することとされていないが、この調査票の対象者について精神障害者に該当することを判断した際、どのような疾患及び障害程度に該当すると整理していたか。 ② 障害程度		01: (ア) 統合失調症 02: (イ) うつ病、躁うつ病などの気分障害 03: (ウ) てんかん 04: (エ) 薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 05: (オ) 高次脳機能障害 06: (カ) 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等） 07: (キ) その他[自由記述] 「07」:「(キ)」その他」の場合は、「整理した内容について記述」 (全角文字 100文字以内) 08: (ク) 整理していない 1: (ア) 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 2: (イ) 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 3: (ウ) 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 4: (エ) 整理していない
3 平成30年再点検を行った後の整理	(1) 平成30年6月の再点検の通報内容 平成29年6月時点で在職している職員であったか。		1: (ア) 在職している職員であった。 2: (イ) 在職していない者であった。
	(2) 平成29年6月時点で在職している職員について、どれに該当するか ※2) 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一及び第三で定める職員であって、障害者雇用率義務制度の対象となる職員から除外されているものをいう（法第38条第1項、施行令第1条） ※3) 身体障害者手帳又は指定医等による診断書等 ※4) 療育障害者手帳又は知的障害者判定機関による判定書 ※5) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等		01: (ア) 重度身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 02: (イ) 重度身体障害者でない身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 03: (ウ) 重度身体障害者である短時間勤務職員[1] 04: (エ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員[0.5] 05: (オ) 重度知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 06: (カ) 重度知的障害者以外の知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 07: (キ) 重度知的障害者である短時間勤務職員[1] 08: (ク) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員[0.5] 09: (ケ) 精神障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 10: (コ) 精神障害者である短時間勤務職員[0.5] 11: (サ) 障害者であるが通報対象でない職員 (週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員 ※2) 等) [0] 12: (シ) (ア)～(エ)以外で、身体障害者手帳等(※3)の所持を確認できないにもかかわらず、身体障害者に該当すると整理されていた職員[0] 13: (ス) (オ)～(ク)以外で、療育手帳等(※4)の所持を確認できないにもかかわらず、知的障害者に該当すると整理されていた職員[0] 14: (セ) (ケ)・(コ)以外で、精神障害者保健福祉手帳の所持を確認できないにもかかわらず、精神障害者に該当すると整理されていた職員[0] 15: (ソ) 上記以外で、障害者手帳等(※5)の所持を確認できない、難病を有する職員[0] 16: (タ) (ソ)以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員[0] 17: (チ) (ア)～(タ)以外の在職の職員

項目名		入力箇所	選択項目
庁名			選択肢から庁名を選んでください。
調査票番号		0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付けてください。
4 平成29年の判断方法	(1) 「3（1）平成29年6月時点で在職している職員であったか。」で「（ア）在職している職員であった。」と回答した対象者について回答		
	対象障害者に該当することをいつ判断したのか		1：（ア）平成29年度 2：（イ）平成28年度以前（平成29年度には、平成28年度以前に対象障害者とされた者は、あらかじめ対象障害者に該当するかどうかを確認することなく計上した。）
	(2) 「4（1）対象障害者に該当することをいつ判断したのか」で「（ア）平成29年度」と回答した対象者について回答		
	① 平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。	[自由記述欄]	1：（ア）資料を根拠に判断した。 2：（イ）対象者の状態の視認・観察等により判断した。 3：（ウ）対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。 4：（エ）対象者の自己申告（供述）により判断した。 5：（オ）とくに確認を行わずに判断した。 6：（カ）その他の方法で確認し判断した。[自由記述] （「6：（カ）その他」の場合はその他の方法について記述） （全角文字 100文字以内）
	【①において「（ア）資料を根拠に判断した。」以外と回答した対象者について回答】		
	② プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等（※6）によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。		1：（ア）認識していなかった。 2：（イ）認識していた。
	※6 障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等とは、身体障害者については都道府県知事の定める医師もしくは産業医による法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については指定医によるものに限る。）、知的障害者については、知的障害者判定機関児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書をいう。		
	【②において「（イ）認識していた。」と回答した対象者について回答】	[自由記述欄]	（全角文字 100文字以内）
	③ 障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認が行われなかった理由は何か。		
	(3) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で「（ア）資料を根拠に判断した。」と回答した対象者について回答		
① 平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。	[自由記述欄]	1：（ア）障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。 2：（イ）障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。 3：（ウ）（イ）以外の医師の診断書によって判断した。 4：（エ）公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。 5：（オ）所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。 6：（カ）健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。 7：（キ）人事調査・身上調査等の人事記録により判断した。 8：（ク）（ア）～（キ）以外の書類を用いて判断した。[自由記述] （「8：（ク）（ア）～（キ）以外の書類を用いて判断した」の場合どのような書類を用いて該当すると判断したのか記述） （全角文字 100文字以内）	
【①において「（ア）障害者手帳（写し又は原本）（期限切れ等有効でない場合を含む。）を用いて判断した。」及び「（イ）障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって判断した。」以外と回答した対象者について回答】			
② ガイドラインにおいて、障害者雇用率制度の対象となる障害者の範囲は障害者手帳又は障害者手帳の代わりとなる指定医等の診断書等によって確認すべきこととされていたことを認識していたか。		1：（ア）認識していなかった。 2：（イ）認識していた。	
【②において、「（イ）認識していた。」と回答した対象者について回答】	[自由記述欄]	（全角文字 100文字以内）	
③ 当該ガイドラインに沿った取扱いが行われなかった理由は何か			
(4) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で「（イ）対象者の状態の視認・観察等により判断した。」と回答した対象者について回答			
具体的にどのような状態であったのか。	[自由記述欄]	（全角文字 100文字以内）	

項目名	入力箇所	選択項目
庁名		選択肢から庁名を選んでください。
調査票番号	0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付してください。
4 平成29年の判断方法	(5) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で「（ウ）対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述により判断した。」と回答した対象者について回答	
	どのような供述内容により判断したのか。	[自由記述欄] (全角文字 100文字以内)
	(6) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で「（エ）対象者の自己申告（供述）により判断した。」と回答した対象者について回答	
	どのような申し出内容により判断したのか。	[自由記述欄] (全角文字 100文字以内)
	(7) 「4（1）対象障害者に該当することをいつ判断したのか」で「（イ）平成28年度以前」と回答した対象者について回答	
	① 平成29年通報書を作成した者にはどのような引き継ぎが行われていたのか	[自由記述欄] 1：（ア）身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳（写し又は原本）又はこれらの代わりとなる指定医等の診断書等を含む記録が引き継がれていた。 2：（イ）（ア）以外の医師の診断書、公的な医療・障害福祉サービスの利用に関する受給者証等、所得税の障害者控除を行うために提出された書類、健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録、人事調書・身上調書等の人事記録等、対象者以外の者（対象障害者の周辺職員等）の供述や対象者の自己申告（供述）の内容を含む資料が引き継がれていた。 3：（ウ）（ア）、（イ）のような資料等は引き継がれていなかったが、対象障害者の名簿が引き継がれていた。 4：（エ）特段の資料等は引き継がれていなかったが、口頭で対象障害者に関する事項の引き継ぎがなされていた。 5：（オ）その他[自由記述]
	② 引き継ぎ内容に含まれていた項目を選択 <複数回答可：該当するものに1を入力>	[自由記述欄] 「01：（ア）障害の種類 02：（イ）障害の程度・等級 03：（ウ）対象障害者であることの認定の時期 04：（エ）その他[自由記述] （「04：（エ）その他」を選択した場合には、引き継ぎ内容について記述） （全角文字 100文字以内）
	(8) (全ての対象者について回答)	[自由記述欄] 01：（ア）法規 （「01：（ア）法規」を選択した場合には、法規・条文について自由記述） （全角文字 100文字以内）
	対象障害者に該当するものとして判断した際に、どのような基準や参考資料等を用いたのか（「4（1）対象障害者に該当することをいつ判断したのか」で「（イ）平成28年度以前」と回答した対象者については、その判断基準等となった可能性があるものを回答） <複数回答可：該当するものに1を入力>	[自由記述欄] 02：（イ）内部的な基準・参考資料 （「02：（イ）内部的な基準・参考資料」を選択した場合には、基準や資料の内容について自由記述（該当文書があれば回答に添付。ただし、同一の文書であれば、庁ごとに1通の添付で足りる） （全角文字 100文字以内）
		[自由記述欄] 03：（ウ）特に基準等はない 04：（エ）その他 （「04：（エ）その他」を選択した場合には、その内容について記述） （全角文字 100文字以内）

項目名		入力箇所	選択項目
庁名			選択肢から庁名を選んでください。
調査票番号		0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付けてください。
5 （なぜ、算定誤り、障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか）	(1) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「（ア）～（イ）障害者手帳等によって判断した」と回答した対象者について回答		
	なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞		01：（ア）対象障害者である職員数の計上の際に、対象区分等を誤って計上した。
			02：（イ）対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない障害者であるにもかかわらず誤って計上した。
			03：（ウ）対象障害者である職員数の計上の際に、障害者手帳の期限が切れていた・障害の程度の変化により障害者手帳の返却が行われていたにもかかわらず誤って計上した。
			04：（エ）対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
			05：（オ）対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいことを知りながら対象障害者として偽って計上した。
			06：（カ）対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
			07：（キ）障害者手帳等が利用目的を明示して取得する、本人の同意を得るなどガイドラインで示された適切な方法で入手されたものではなかったため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
			08：（ク）その他 〔自由記述欄〕 （「08：（ク）その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述） （全角文字 100文字以内）
	(2) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「（ウ）（イ）以外の医師の診断書によって判断した。」と回答した対象者について回答		
なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞		01：（ア）医師の診断書に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象者を対象障害者として計上した。（現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。）	
		02：（イ）保存されている医師の診断書の記録が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。	
		03：（ウ）対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	
		04：（エ）対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいことを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05：（オ）対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		06：（カ）対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない） 〔自由記述欄〕 （「06：（カ）対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述） （全角文字 100文字以内）	
		07：（キ）その他 〔自由記述欄〕 （「07：（キ）その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述） （全角文字 100文字以内）	
(3) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「（エ）公的な医療・障害者福祉サービスや障害者就労支援施策の利用に関する受給者証等により判断した。」と回答した対象者について回答			
なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞		01：（ア）公的な医療・障害者福祉サービスの利用に関する受給者証等に基づけば、対象者が対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。（現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。）	
		02：（イ）保存されている公的な医療・障害者福祉サービスの利用に関する受給者証等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。	
		03：（ウ）対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	
		04：（エ）対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいことを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05：（オ）対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		06：（カ）対象者が、対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない。） 〔自由記述欄〕 （「06：（カ）対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述） （全角文字 100文字以内）	
		07：（キ）その他 〔自由記述欄〕 （「07：（キ）その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述） （全角文字 100文字以内）	

項目名	入力箇所	選択項目
庁名		選択肢から庁名を選んでください。
調査票番号	0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付けてください。
5 なぜ、算定誤りの発生原因 障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか	(4) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「(オ) 所得税の障害者控除を行うために提出された書類（障害者手帳が添付されていないもの）により判断した。」と回答した対象者について回答 なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	
		01: (ア) 所得税の障害者控除を行うために提出された書類に基づけば対象者が、対象障害者に該当することが確定であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。（現時点でも障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。）
		02: (イ) 保存されている所得税の障害者控除を行うために提出された書類が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
		05: (オ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した
		06: (カ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない。）
		[自由記述欄] (「06: (カ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)
		07: (キ) その他
		[自由記述欄] (「07: (キ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)
		(5) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「(カ) 健康診断の結果や診療報酬請求書（レセプト）、庁舎内診療室の利用記録等の医療記録により判断した。」と回答した対象者について回答 なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>
01: (ア) 健康診断の結果等に基づけば、対象障害者に該当することが確定であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。（現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。）		
02: (イ) 保存されている健康診断の結果等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。		
03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。		
04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。		
05: (オ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。		
06: (カ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった、又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない。）		
[自由記述欄] (「06: (カ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)		
07: (キ) その他		
[自由記述欄] (「07: (キ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)		
(6) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「(キ)～(ク) 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した等」と回答した対象者について回答 なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	(6) 「4（3）①平成29年通報当時、どのような資料を用いて、対象障害者に該当すると判断したのか。」で、「(キ)～(ク) 人事調書・身上調書等の人事記録により判断した等」と回答した対象者について回答 なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	
		01: (ア) 人事調書等に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確定であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。（現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。）
		02: (イ) 保存されている人事調書等が古く、現時点では対象障害者に該当するか判断できないため、平成30年再点検の際は対象障害者として計上しなかった。
		03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。
		04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。
		05: (オ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。
		06: (カ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった。（現時点では対象障害者に該当するという認識はない。）
		[自由記述欄] (「06: (カ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)
		07: (キ) その他
		[自由記述欄] (「07: (キ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)

項目名	入力箇所	選択項目	
庁名		選択肢から庁名を選んでください。	
調査票番号	0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付けてください。	
5 なぜ、算定誤り、障害者である職員数の計上において誤りが発生したのか	(7) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で、「(イ) 対象者の状態の視認・観察等により判断した。」と回答した対象者について回答 <hr/> なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	01: (ア) 対象者の状態を視認・観察等した結果に基づけば、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)	
		02: (イ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	
		03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		05: (オ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった。又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)	
		[自由記述欄] (「05: (オ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)	
		06: (カ) その他	
		[自由記述欄] (「06: (カ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)	
		(8) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で、「(ウ) 対象者以外の者(対象障害者の周辺職員等)の供述により判断した。」と回答した対象者について回答 <hr/> なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	01: (ア) 供述に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)
		02: (イ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。	
		03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。	
		04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。	
05: (オ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった。又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)			
[自由記述欄] (「05: (オ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)			
06: (カ) その他			
[自由記述欄] (「06: (カ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)			
(9) 「4（2）①平成29年通報当時、対象障害者に該当することをどのような方法で確認し判断したのか。」で、「(エ) 対象者の自己申告(供述)により判断した。」と回答した対象者について回答 <hr/> なぜ、対象障害者である職員数の計上において算定誤りが発生したのか <複数回答可：該当するものに 1 を入力>	01: (ア) 対象者の自己申告に基づけば、対象者が、対象障害者に該当することが確実であるとの認識の下、平成29年通報書では対象障害者として計上した。(現時点でも、障害者手帳等の所持が確認できれば、対象障害者に該当すると認識している。)		
02: (イ) 対象障害者である職員数の計上の際に、算定数が大きくなるよう対象区分等を偽って計上した。			
03: (ウ) 対象障害者である職員数の計上の際に、対象障害者に該当しないこと又は対象障害者に該当するか疑わしいこと等を知りながら対象障害者として偽って計上した。			
04: (エ) 対象障害者である職員数の計上の際に、障害者であるが通報対象でない職員であることを知りながら対象障害者として偽って計上した。			
05: (オ) 対象障害者に該当すると認識していたが、対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった。又は対象障害者に該当する範囲が決まっていることを意識していなかった。(現時点では対象障害者に該当するという認識はない。)			
[自由記述欄] (「05: (オ) 対象障害者に該当する範囲の認識に誤りがあった」の場合は具体的にどのように考えていたのかについて記述) (全角文字 100文字以内)			
06: (カ) その他			
[自由記述欄] (「06: (カ) その他」の場合は算定誤りが発生した理由について記述) (全角文字 100文字以内)			

裁判所における障害者雇用に係る事案に関する調査票（個別事案調査票2）

（取扱注意） 対外非公表

〔平成29年6月時点で在職していなかった職員用〕

「個別事案調査票」3(1)で「(イ) 在職していない者であった。」を選択した場合に使用する。

項目名	入力箇所	選択項目	
庁名		選択肢から庁名を選んでください。	
調査票番号	0001	庁ごとに0001から始まる通し番号を付してください。	
3 平成30年再点検を行った後の整理	平成30年6月の再点検の通報内容 (1) 平成29年6月時点で在職している職員であったか。	1: (ア) 在職している職員であった。 2: (イ) 在職していない者であった。	
	(2) は回答せず、(3)へ進む。 「3(1) 平成29年6月時点で在職している職員であったか。」で「(ア) 在職している者であった。」と回答した対象者について回答 (2) 平成29年6月時点で在職している職員について、どれに該当するか <small>※2) 除外職員とは、警察官、自衛官その他の施行令別表第一及び第三で定める職員であって、障害者雇用率義務制度の対象となる職員から除外されているものをいう（法第38条第1項、施行令第1条） ※3) 身体障害者手帳又は指定医等による診断書等 ※4) 療育障害者手帳又は知的障害者判定機関による判定書 ※5) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等</small>	01: (ア) 重度身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 02: (イ) 重度身体障害者でない身体障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 03: (ウ) 重度身体障害者である短時間勤務職員[1] 04: (エ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員[0、5] 05: (オ) 重度知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[2] 06: (カ) 重度知的障害者以外の知的障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 07: (キ) 重度知的障害者である短時間勤務職員[1] 08: (ク) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員[0、5] 09: (ケ) 精神障害者（短時間勤務職員を除く。）[1] 10: (コ) 精神障害者である短時間勤務職員[0、5] 11: (サ) 障害者であるが通報対象でない職員（週の所定労働時間が20時間未満・1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれない非常勤職員・除外職員（※2）等）[0] 12: (シ) (ア)～(エ)以外で、身体障害者手帳等（※3）の所持を確認できないにもかかわらず、身体障害者に該当すると整理されていた職員[0] 13: (ス) (オ)～(ク)以外で、療育手帳等（※4）の所持を確認できないにもかかわらず、知的障害者に該当すると整理されていた職員[0] 14: (セ) (ケ)・(コ)以外で、精神障害者保健福祉手帳の所持を確認できないにもかかわらず、精神障害者に該当すると整理されていた職員[0] 15: (ソ) 上記以外で、障害者手帳等（※5）の所持を確認できない、難病を有する職員[0] 16: (タ) (ソ)以外で障害者手帳等の所持を確認できない、何らかの疾病又は傷害を有する職員[0] 17: (チ) (ア)～(タ)以外の在職の職員	
	(3) 「3(1) 平成29年6月時点で在職している職員であったか。」で「(イ) 在職していない者であった。」と回答した対象者について回答 ① 平成29年6月時点で在職していない職員について、どれに該当するか		1: (ア) 過去に在職していたが退職、死亡、又は出向等により平成29年6月時点で在職していなかった者 2: (イ) 過去に在職したことのない者
	【①において「(ア) 過去に在職していたが退職、死亡、又は出向等により平成29年6月時点で在職していなかった者」と回答した対象者について回答】		
	② どれに該当するか		1: (ア) 3(2)の(ア)～(コ)（対象障害者）に該当していたもの 2: (イ) 3(2)の(サ)（通報対象外）に該当していたもの 3: (ウ) 3(2)の(シ)～(セ)（障害者手帳不所持）に該当していたもの 4: (エ) 3(2)の(ソ)・(タ)（難病・疾病等）に該当していたもの 5: (オ) 上記以外のもの
	③ 在職していた期間		1: (ア) 在職開始日（西暦）【記載例：2015年4月1日 在職開始の場合→2015/4/1】 2: (イ) 在職終了日（西暦）【記載例：2017年4月1日 在職終了の場合→2017/4/1】 3: (ウ) 不明（不明の場合は、「1」を選択する。）
	④ 対象障害者として計上していた期間（通報書を作成した庁において計上していた期間）	2017/6/1	1: (ア) 計上開始日（西暦）【記載例：2015年4月1日 計上開始の場合→2015/4/1】 2: (イ) 計上終了日（西暦）：[2017/6/1に固定] 3: (ウ) 不明（不明の場合は、「1」を選択する。）
	⑤ 在職していない職員を計上した理由は何か。	[自由記述欄]	1: (ア) 毎年の通報の際、個別に職員の確認を行っていなかった。 2: (イ) 職員の確認は行っていたが、集計時にミスがあった。 3: (ウ) その他[自由記述] (「3: (ウ) その他」の場合は在職していない職員を計上した理由について記述) (全角文字 100字以内)
	【①において「(イ) 過去に在職したことのない者」と回答した対象者について回答】		
	⑥ 在職したことのない者を計上した理由は何か。	[自由記述欄]	(全角文字 100字以内)
⑦ 在職したことのない者を計上することは問題であると認識していなかったのか。	[自由記述欄]	(全角文字 100字以内)	

以上で個別事案調査票2の回答は終了です。
「個別事案調査票」の4以下の設問への回答は不要です。

裁判所における障害者雇用に係る事案に関する調査
(庁単位調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名		入力箇所	記載要項
庁名			選択肢から庁名を選んでください。
障害者の採用・活用の実情	(1) 裁判所において、障害者の採用に当たって工夫していたことはあるか（広報上や採用試験の実施上の工夫例、その他工夫例があれば記載してください。）。	[自由記述欄]	[具体的内容について記述]
	(2) 裁判所における障害者の具体的職務、障害の特性に応じた工夫や配慮にはどのようなものがあるか（障害の種類（個別事案調査票2（2）（ア）～（チ）、2（3）①（ア）～（カ）、②（ア）～（ウ）参照）ごとに、障害者の具体的職務のほか、障害が採用時からのものか、障害の特性に応じた工夫や配慮があれば記載してください。なお、すべての障害者について記載する必要はなく、障害の種類ごとにいくつか例示することです。）。	[自由記述欄]	[具体的内容について記述]
	(3) 裁判所における障害者の採用・活用の障害となる現場実務の実情としてどのようなものがあるか。	[自由記述欄]	[具体的内容について記述]

裁判所における障害者雇用に係る事案に関する調査
(人事担当部局調査票)

(取扱注意) 対外非公表

項目名	入力箇所	記載要項
1 問題のある取扱いの認識	(1) 平成29年通報書について、対象障害者である職員数を計上する際の問題はどこにあったと整理しているか。 <複数回答可：該当するものに1を入力>	1: (ア) 障害者雇用率制度に係る法令の理解 2: (イ) 対象障害者数の算定方法 3: (ウ) 障害者の範囲や障害者であることの確認方法 4: (エ) 対象障害者であることを判断する部局(下級裁)に対する周知方法 5: (オ) 厚生労働省の最高裁判所に対する通報依頼や制度の周知の方法 6: (カ) 通報内容の点検に係る体制・方法 7: (キ) その他
	(2) (1)の問題点の整理について、具体的にどのような問題があったと整理しているか。	[自由記述欄] [問題点の具体的内容について記述]
	(3) (2)で回答したような問題点について、過去いつ頃からそのような取扱いが行われていたのか。 (不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。)	1: (ア) 昭和35年(身体障害者雇用促進法の制定時)頃以降 2: (イ) 昭和51年(民間の障害者雇用義務化)頃以降 3: (ウ) 昭和62年(適用対象となる障害者を拡大)以降 4: (エ) 平成9年(知的障害者の雇用義務化等)以降 5: (オ) 平成17年(ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表)以降 6: (カ) 平成20年(短時間労働者への適用拡大)以降 7: (キ) 平成24年(雇用率の引き上げ)以降 8: (ク) 平成25年(精神障害者の雇用義務化・差別禁止等)以降 9: (ケ) 平成29年(雇用率の引き上げ)以降 10: (コ) その他
	(4) 人事局において、対象障害者に係る雇用率を引き上げるため、意図的に以下の対応を行ったことはあるか。 また、裁判所内で、意図的に以下の対応を行った事例について、把握しているか。 <複数回答可：該当するものに1を入力>	1: (ア) 在職していないものを在職していないと知りながら職員として計上した。 2: (イ) 対象障害者等の通報対象でない職員を対象障害者でないとして知りながら職員として計上した。 3: (ウ) 除外職員を対象障害者である職員として計上しつつ職員数の総数には計上しなかった。 4: (エ) 人事局として入手しうる資料を、対象者に目的を知らせず、又はその同意を得ず利用して職員数を計上した。 5: (オ) 障害者手帳の所持を確認する必要があると知りながら、障害者手帳の所持を確認せずに職員数を計上した。 6: (カ) 把握していない。 7: (キ) その他
	(5) (4)のような事例があったことを個別に通報したい場合は右記の連絡先にご連絡ください。	司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員 ○通報専用窓口 受付期間：平成30年10月11日(木)～10月26日(金) ○メールアドレス sc.tsuhomadoguchi@wm.courts.jp ・この専用メールアドレスの運用に当たっては、秘密保持及び個人情報の保護等については徹底いたします。
2 に障害者雇用率の認識	(1) 平成29年通報書を作成する際、人事局においては、障害者雇用促進法の関係する条文の内容を承知していたか。	1: (ア) おおむね承知していた。 2: (イ) ある程度承知していた。 3: (ウ) ほとんど知らなかった。
	(2) 平成29年通報書を作成する際、障害者雇用促進法の関係する条文の内容は下級裁に周知されていたか。	1: (ア) おおむね周知されていた。 2: (イ) ある程度周知されていた。 3: (ウ) ほとんど周知されていなかった。
3 範囲の認識の対象となる障害者の	(1) 平成29年5月通知において、「2 通報の対象となる障害者について」の項において、通報の対象となる障害者の範囲の記載があるが、人事局において、これを認識していたか。	1: (ア) すべて認識していた。 2: (イ) 一定程度認識していた。 3: (ウ) 認識していなかった。
	(2) ① 平成29年5月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とあり、身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、平成29年通報書を作成する際、身体障害者手帳の等級によって判断する取扱いが行われていたか。	1: (ア) おおむね行われていた。 2: (イ) 一部の部局(下級裁)では行われていなかった 3: (ウ) 行われていなかった。
	② 平成29年5月通知において、身体障害者については、「原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者」とあり、身体障害者手帳の等級によって判断する旨が示されていたが、「原則として」の「原則」の例外に当たる場合は、どのような意味であると認識していたか。 <複数回答可：該当するものに1を入力>	1: (ア) 例外に当たる場合が示されていないことから、幅広くいずれの等級に該当するか判断してよい。 2: (イ) 例外に当たる場合として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる。 3: (ウ) 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、客観的な資料によりいずれの等級に該当するか判断してよい。 4: (エ) 原則として、身体障害者手帳の等級により判断する必要があるが、例外に当たる場合として、本人の自己申告等によりいずれの等級に該当するか判断してよい。(客観的な資料に基づく必要はない。) 5: (オ) その他 [自由記述]
	[自由記述欄] (「5: (オ) その他」を選んだ場合は自由記述)	

項目名	入力箇所	記載要項
<p>4 障害者の把握・確認ガイドラインについての認識</p>	<p>(1) 平成29年5月通知においては、「<u>在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(URL省略)に従い、適正な取扱いに努められたい</u>」とされていたが、平成29年6月1日現在の在職障害者数の把握に当たって、ガイドラインは参照されていたか。</p>	<p>1: (ア) おおむね参照され、ガイドラインに沿った取扱いが行われていた。 2: (イ) 一定程度ガイドラインに沿った取扱いが行われていたが、一部ではガイドラインが参照されていなかった。 3: (ウ) ガイドラインはほとんど参照されていなかった。</p>
	<p>(2) 【(1)において(イ)又は(ウ)と回答した場合】</p>	
	<p>① <u>ガイドラインに沿わない取扱いはどのようなものであったか。</u> ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞</p>	<p>1: (ア) ガイドラインIの3(1)①において、障害者の範囲は、障害者手帳等によることとされていたが、これらによる確認が行われていなかった。</p>
		<p>2: (イ) 障害者手帳による確認が必要と認識していたが、確認方法として「手帳の原本又は写しにより確認」しなければならないと認識しておらず、障害者手帳の内容についての口頭での申告等で済ませていた。</p>
		<p>3: (ウ) ガイドラインIの3(1)①の脚注4において、身体障害者の確認について、身体障害者手帳によらない方法として、都道府県知事の定める医師等による診断書・意見書によって確認することができる旨と示されていたが、これに沿わない方法による確認が行われていた。</p>
		<p>4: (エ) ガイドラインIの3(1)②において、雇用障害者数の算定における特例的な取扱い(重度障害者を2人分、短時間労働者を0.5人分として算定すること等)が示されていたが、これに沿った取扱いが行われていなかった。</p>
		<p>5: (オ) ガイドラインIIの3に示されている障害者手帳の更新や、障害の程度の変化による障害等級の変更を確認していなかった。</p>
		<p>6: (カ) 障害の把握・確認手続で、本人の同意を得ずに情報の取得が行われていた。</p>
		<p>7: (キ) (カ)に掲げるほか、以下の例のようにプライバシーに配慮した情報の取得が行われていなかった。 【例】 ・ 障害の把握・確認手続で、障害者任用状況の通報に用いるという利用目的を明示した上で情報の取得が行われていなかった。 ・ 企業内診療所における診療の結果や、健康診断の結果など、不適切な根拠を用いて個人を特定した障害者手帳の所持を照会していた。</p>
		<p>8: (ク) その他 [自由記述]</p>
<p>② <u>なぜ、ガイドラインに沿わない取扱いが行われていたと考えられるか。</u> ＜複数回答可：該当するものに1を入力＞</p>	<p>[自由記述欄] (「8: (ク) その他」を選んだ場合はどのような取扱いにしてい記述)</p>	
<p>1: (ア) 平成29年5月通知においては、「<u>障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められたい</u>」とされていたことから、法的な義務ではない。</p>	<p>1: (ア) 平成29年5月通知においては、「障害者の把握・確認ガイドラインに従い、適正な取扱いに努められたい」とされていたことから、法的な義務ではない。 2: (イ) 平成29年5月通知において、ガイドラインが添付されておらず、ウェブサイト上で見つからなかった。 3: (ウ) その他 [自由記述]</p>	
<p>(1) <u>人事局から、下級裁に対して、適切な対象障害者の把握・確認方法や対象障害者である職員の算定方法について、周知等は行われていたか。</u></p>		<p>1: (ア) 下級裁に平成29年5月通知を転送するなどして依頼し、特段の補足的な周知、説明は行っていなかった。 2: (イ) 平成29年5月通知に基づく依頼とともに、補足的な周知・説明を行った。 【補足的な周知・説明の例】 ・ 説明会の開催 ・ マニュアルの作成・配布 3: (ウ) 人事局が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった下級裁には随時説明を行った。 4: (エ) (イ) 及び (ウ) 以外で、その他の適切な通報を行うための取組を行った。</p>
<p>(2) 5(1)において回答した以外に、これまで、適切な通報を行うための取組を行ったことがあれば記載してください。</p>		<p>(「3: (ウ) 人事局が積極的に周知・説明を行っていないが、照会のあった下級裁には随時説明を行った。」を選んだ場合は詳細について記述)</p>
<p>6 知等の厚生労働省の通報依頼や制度の周</p>	<p>[照会時期]</p>	
	<p>[照会内容]</p>	
	<p>[厚生労働省からの回答]</p>	

項目名	入力箇所	記載要項	
<p>6 厚生労働省の通報依頼や制度の周知等の対応</p>		<p>1: (ア) 平成16年以前より適切な方法で障害者の把握・確認が行われており、見直しの必要はなかった。 2: (イ) ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認方法の見直しを行った。 3: (ウ) ガイドラインは必ずしも従う必要がないと考えており、見直しは行わなかった。 4: (エ) ガイドラインが存在することを認識していなかった。 5: (オ) 不明 6: (カ) その他</p>	
		<p>(「2: (イ) ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認の見直しを行った。」を選んだ場合は見直した年) 【記載例: 2015年に見直しを行った場合⇒ 2005】</p>	
	<p>(2) ① 厚生労働省においては、平成17年に「在職障害者数の把握に当たっては「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」を策定しているが、平成17年以降、当該ガイドラインを踏まえて障害者の把握・確認方法の見直しを行っていたか。</p>	[見直した内容]	<p>(「2: (イ) ガイドラインを踏まえて、障害者の把握・確認の見直しを行った。」を選んだ場合は見直した内容について記載)</p>
		[自由記述欄]	<p>(「6: (カ) その他」を選んだ場合は自由記述)</p>
	<p>② ①で回答したガイドラインに関する対応以外に、障害者の把握・確認方法の取扱いを変更し、下級裁に周知を図ったことはあるか。</p>		<p>1: (ア) ある 2: (イ) ない 3: (ウ) 不明 (変更した事実は確認できない。)</p>
	<p>【②において、「(ア) ある」と回答した場合】</p>		
	<p>③ 見直しを行った時期はいつ頃か。 (不明の場合でも少なくともいつ頃から行われていたのか確認できる範囲でもっとも近い選択肢を選択すること。)</p>		<p>1: (ア) 昭和35年 (身体障害者雇用促進法の制定時) 頃以降 2: (イ) 昭和51年 (民間の雇用率義務化) 頃以降 3: (ウ) 昭和62年 (適用対象となる障害者を拡大) 頃以降 4: (エ) 平成9年 (知的障害者の雇用義務化等) 頃以降 5: (オ) 平成17年 (ガイドライン策定・国の機関について雇用状況公表) 頃以降 6: (カ) 平成20年 (短時間労働者への適用拡大) 頃以降 7: (キ) 平成24年 (雇用率の引き上げ) 頃以降 8: (ク) 平成25年 (精神障害者の雇用義務化・差別禁止等) 頃以降 9: (ケ) 平成29年 (雇用率の引き上げ) 頃以降 10: (コ) その他 [自由記述]</p>
		[自由記述欄]	<p>(「10: (コ) その他」を選んだ場合は見直した時期について記述)</p>
	<p>④ ②で(ア)と回答した場合において、見直した内容で見直した理由は何か。</p>	[見直した内容]	<p>(自由記述)</p>
		[見直した理由]	<p>(自由記述)</p>
<p>(3) 厚生労働省からの通報依頼や通報に関する疑義照会への対応は適切であったか。適切ではなかった場合、どのような対応が行われればよかったと考えているか。</p>	[自由記述欄]	<p>1: (ア) 適切だった。 2: (イ) 適切ではなかった。 (「2: (イ) 適切ではなかった」を選んだ場合はどのような対応が行われればよかったと考えているか記述)</p>	
<p>7 障害者の採用・活用の実情</p>	<p>(1) 裁判所においては、どのように障害者を採用しているのか。</p>	[自由記述欄]	[自由記述]
	<p>(2) 裁判所においては、どのように障害者を活用しているのか(障害者の特性に応じて職務の内容を工夫している例、障害者への具体的な配慮の例などを記載してください。)</p>	[自由記述欄]	[自由記述]
	<p>(3) 裁判所における障害者の採用・活用の障害となる現場実務の実情としてどのようなものがあるか。</p>	[自由記述欄]	[自由記述]
<p>8 その他</p>	<p>その他、今般の検証に資する事項があれば記載してください。</p>	[自由記述欄]	